

東京弁護士会

弁護士報酬規則

平成十三年六月十五日施行

## 弁護士報酬会規

昭五〇・五・三〇	全面改正
昭五一・一二・三	改正
昭五九・一一・一六	改正
平二・五・三〇	改正
平四・七・二九	改正
平六・五・二五	改正
平八・一・一九	改正
平一三・五・三一	改正

### (弁護士報酬の種類)

第三条 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。

2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいう。
書面による 鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
手数料	原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によつて継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。

準は、この会規の定めるところによる。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この会規は、弁護士法及び日本弁護士連合会の報酬等基準規程（会規第三十八号）に基づき、会員の報酬に関する標準を示すことを目的とする。

### （趣旨）

第二条 会員がその職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等の標

弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

(弁護士報酬の支払時期)

弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

第四条 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この会規に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受け  
る。

萬葉圖說

第五条 弁護士報酬は、一件ごとに定めるものとし、裁判上の事件  
(事件等の個数等)

は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、一件とする。ただし、第三章第一節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

**(弁護士の報酬請求権)**

第六条 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することが

- 4 額及び支払時期その他の特約事項を記載する。
- 弁護士は、依頼者から申し出のあるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付しなければならない。ただし、前二項に定める委任契約書を作成した場合は、この限りでない。

(三)成語

第八条 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、弁護士は第四条及び第二章ないし第七章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することができる。

2 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、弁護士は、第二章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額し、報酬金を増額することができる。ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第十七条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。

### (弁護士報酬の特則による増額)

第九条 依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情

८४

- 2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第二章ないし第五章及び第七章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができる。

一 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

二 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

3 一件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士は、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができる。

一 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。

二 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

(弁護士の説明義務等)

第七条 弁護士は依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しなければならない。

2 弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成するよう努めなければならない。

3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等のが生じた場合において、前条第二項又は第二章ないし第四章の規定によつては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

(消費税に相当する額)

第十一条 この会規に定める額は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まない。

## 第二章 法律相談料等

(法律相談料)

第十一條 法律相談料は、次表のとおりとする。

初回市民法律相談料	三〇分ごとに五、〇〇〇円
一般法律相談料	三〇分ごとに五、〇〇〇円以上三万五、〇〇〇円以下

初回市民法 律相談料	三〇分ごとに五、〇〇〇円
一般法律相 談料 以下	三〇分ごとに五、〇〇〇円以上二万五、〇〇〇円

(書面による鑑定料)

第十二条 書面による鑑定料は、次のとおりとする。

書面による 鑑定料	二〇万円以上三〇万円以下
--------------	--------------

- 2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

## 第二章 着手金及び報酬金

### 第一節 民事事件

#### (民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第十三条 本節の着手金及び報酬金については、この会規に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

#### (経済的利益一算定可能な場合)

第十四条 前条の経済的利益の額は、この会規に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

#### 行為の目的の価額

十二 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の三分の一の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額

十三 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の三分の一の額

十四 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額

十五 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第一号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

#### (民事事件の着手金及び報酬金)

#### (経済的利益算定の特則)

第十五条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額しなければならない。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受けける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。

一 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいと

一 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）

二 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額

三 継続的給付債権は、債権総額の一〇分の七の額。ただし、期間不定のものは、七年分の額

四 賃料増減額請求事件は、増減額分の七年分の額

五 所有権は、対象たる物の時価相当額

六 占有权、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の二分の一の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の二分の一の額を超えるときは、その権利の時価相当額

当額

七 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の三分の一の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の三分の一の額を加算した額

八 地役権は、承役地の時価の二分の一の額

九 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額

十 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第五号、第六号、第八号及び前号に準じた額

十一 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律

き。

二 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

#### (経済的利益一算定不能な場合)

第十六条 第十四条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を八〇〇万円とする。

2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

経済的利益の額	着手金	報酬金
三〇〇万円以下の部分	八%	一六%
三〇〇万円を超える三〇〇〇万円以下の部分	五%	一〇%
三〇〇〇万円を超える三億円以下の部分	三%	六%
三億円を超える部分	二%	四%

2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、三〇%の範囲内で増減額することができる。

3 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前二項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

4 前二項の着手金は、一〇万円（第二十一条の規定を準用するときは、五万円）を最低額とする。ただし、経済的利益の額が一二五万円未満の事件の着手金は、事情により一〇万円未満に減額することができる。

#### （調停事件及び示談交渉事件）

第十八条 調停事件、示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター事件」等の紛争解決機関への申立事件（以下「仲裁センター事件」という。）の着手金及び報酬金は、この会規に特に定めのない限り、それぞれ前条第一項及び第二項又は第二十一条第一項及び第二項の各規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の三分の二に減額することができる。

2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、この会規に特に定めのない限り、前条第一項及び第二項又は第二十一条第一項及び第二項の各規定により算定された額の二分の一とする。

3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴

訟その他の事件を受任するときの着手金は、この会規に特に定めのない限り、前条第一項及び第二項又は第二十一条第一項及び第二項の各規定により算定された額の二分の一とする。

4 前二項の着手金は、一〇万円（第二十一条の規定を準用するときは、五万円）を最低額とする。ただし、経済的利益の額が一二五万円未満の事件の着手金は、事情により一〇万円（第二十一条の規定を準用するときは、五万円）未満に減額することができる。

#### （契約締結交渉）

第十九条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
三〇〇万円以下の部分	一一%	四%
三〇〇万円を超える部分	一%	二%
三、〇〇〇万円を超える部分	〇・五%	一%
三億円を超える部分	〇・三%	〇・六%

2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、三〇%の範囲内で増減額することができる。

3 前二項の着手金は、一〇万円を最低額とする。

4 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を

作成した場合でも、その手数料を請求することができない。

#### （督促手続事件）

第二十条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
三〇〇万円以下の部分	二%
三〇〇万円を超える部分	一%
三、〇〇〇万円を超える部分	〇・五%
三億円を超える部分	〇・三%

2 前項の着手金は、事件の内容により、三〇%の範囲内で増減額することができる。

3 前二項の着手金は、五万円を最低額とする。

4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第十七条又は次条の規定により算定された額と前三項の規定により算定された額との差額とする。

5 督促手続事件の報酬金は、第十七条又は次条の規定により算定された額の二分の一とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。

6 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民

事執行事件を受任するときは、弁護士は、前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第十七条の規定により算定された額の三分の一を、報酬金として同条の規定により算定された額の四分の一を、それぞれ受けることができる。

#### （手形、小切手訴訟事件）

第二十一条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
三〇〇万円以下の部分	四%	八%
三〇〇万円を超える部分	二・五%	五%
三、〇〇〇万円を超える部分	一・五%	三%
三億円を超える部分	一%	一%

2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、三〇%の範囲内で増減額することができる。

3 前二項の着手金は、五万円を最低額とする。

4 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第十七条の規定により算定された額と前三項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は、第十七条の規定を準用する。

(離婚事件)

第二十二条 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件、離婚仲裁センター 事件又は離婚交渉事件	三〇万円以上五〇万円以下
離婚訴訟事件	四〇万円以上六〇万円以下

2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件又は離婚仲裁センター事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の二分の一とする。

3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の二分の一とする。

4 前二項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第十七条又は第十八条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

5 前各項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当

一とする。

6 前各項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(借地非訟事件)

第二十四条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

借地権の額	着手金
五、〇〇〇万円以下 の場合	三〇万円以上五〇万円以下
五、〇〇〇万を超える場合	前段の額に五、〇〇〇万円を超える部分の〇・五%を加算した額

2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、弁護士は、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

一 申立人については、申立てが認められたときは借地権の額の

な範囲内で増減額することができる。

(境界に関する事件)

第二十三条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次のとおりとする。

ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

着手金及び報酬金	四〇万円以上六〇万円以下
着手金及び報酬金	四〇万円以上六〇万円以下

2 前項の着手金及び報酬金は、第十七条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。

3 境界に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第一項の規定による額又は前項の規定により算定された額の二に減額する。

4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による額又は第二項の規定により算定された額の二分の一とする。

5 境界に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による額又は第二項の規定により算定された額の、それぞれ二分の

二分の一を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付

額の二分の一を、それぞれ経済的利益の額として、第十七条の規定により算定された額

二 相手方については、その申立てが却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の二分の一を、賃料の増額又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第十七条の規定により算定された額

3 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第一項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ三分の二に減額することができる。

4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による額の二分の一とする。

5 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による額の二分の一とする。

(保全命令申立事件等)

第二十五条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第十七条の規定により算定さ

れた額の二分の一とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の三分の二とする。

2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第十七条の規定により算定された額の四分の一の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の四分の一の報酬金を受けることができる。

3 第一項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第十七条の規定に準じて報酬金を受けることができる。

4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に受けることができる。

5 第一項の着手金及び第二項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。

6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、一〇万円を最低額とする。

5 第一項の着手金及び第二項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。

6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、一〇万円を最低額とする。

5 第一項の着手金及び第二項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。

6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、一〇万円を最低額とする。

#### (民事執行事件等)

第二十六条 民事執行事件の着手金は、第十七条の規定により算定された額の二分の一とする。

5 第一項の着手金及び第二項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。

6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、一〇万円を最低額とする。

5 第一項の着手金及び第二項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。

6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、一〇万円を最低額とする。

#### (民事再生事件)

三 自己破産以外の破産事件 五〇万円以上

四 会社整理事件 一〇〇万円以上

五 特別清算事件 一〇〇万円以上

六 会社更生事件 二〇〇万円以上

2 前項の各事件の報酬金は、第十七条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、前項第一号及び第二号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができる。

3 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異義申立事件を含む。）のみを受任した場合の着手金については、第一項第二号の規定により算定された額の二分の一とする。この場合の報酬金については、前項の規定を準用する。

3 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異義申立事件を含む。）のみを受任した場合の着手金については、第一項第二号の規定により算定された額の二分の一とする。この場合の報酬金については、前項の規定を準用する。

（民事再生事件）

第二十七条の二 民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額とする。ただし、民事再生事件に関する保全事件の弁護士報酬は、右着手金に含まれる。

一 事業者の民事再生事件 一〇〇万円以上

二 非事業者の民事再生事件 三〇〇万円以上

三 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件 一〇〇万円以上

#### (任意整理事件)

第二十八条 第二十七条第一項に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。

一 事業者の任意整理事件 一〇〇万円以上

二 非事業者の任意整理事件 三〇〇万円以上

三 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件 一〇〇万円以上

2 民事執行事件の報酬金は、第十七条の規定により算定された額の四分の一とする。

3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第十七条の規定により算定された額の三分の一とする。

4 執行停止事件の着手金は、第十七条の規定により算定された額の二分の一とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の三分の一とする。

5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第十七条の規定により算定された額の四分の一の報酬金を受けることができる。

6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、五万円を最低額とする。

2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定する。

五〇〇万円以下の部分	一五%
五〇〇万円を超える部分	一〇%
一、〇〇〇万円を超える部分	八%
五、〇〇〇万円を超える部分	六%

二 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

五、〇〇〇万円以下の部分	三%
五、〇〇〇万円を超える部分	二%
一億円を超える部分	一%

3 第一項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第二項の規定を準用する。

4 第一項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前二項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受け上告審については事実関係に争いがない情状事件をいう。

繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が二ないし三開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審については事実関係に争いがない情状事件をいう。

#### （刑事事件の報酬金）

第三十一条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴
	起訴後	刑の執行猶予
予	刑が輕減された場合	前段の額を超えない額
求刑された	前段の額を超えない額	三〇万円以上五〇万円以下
刑が輕減された場合	前段の額を超えない額	三〇万円以上五〇万円以下
起訴前	不起訴	五〇万円以上
求略式命令	額	五〇万円以上
前段以外の刑事件	起訴前	五〇万円以上

#### （刑事事件の着手金）

第三十条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件	三〇万円以上五〇万円以下
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	五〇万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又はいう。

再審請求事件	無罪	六〇万円以上
起訴後（再審事件を含む。）	刑の執行猶予	五〇万円以上
求刑された	刑が輕減された場合	輕減の程度による相当な額
検察官上訴が棄却された場合	五〇万円以上	五〇万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

#### （刑事事件に同一弁護士が引き続き受任した場合等）

第三十二条 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、

第三十条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の二分の一とする。

2 刑事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前二条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な

ことができる。

#### （行政上の不服申立事件）

第二十九条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第十七条の規定により算定された額の三分の一とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の二分の一とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

2 前項の着手金は、一〇万円を最低額とする。

#### 第二節 刑事事件

##### （刑事事件の着手金）

第三十条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件	三〇万円以上五〇万円以下
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審請求事件	五〇万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又はいう。

再審請求事件	無罪	六〇万円以上
起訴後（再審事件を含む。）	刑の執行猶予	五〇万円以上
求刑された	刑が輕減された場合	輕減の程度による相当な額
検察官上訴が棄却された場合	五〇万円以上	五〇万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

#### （刑事事件に同一弁護士が引き続き受任した場合等）

第三十二条 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、

第三十条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の二分の一とする。

2 刑事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前二条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な

範囲内で減額することができる。

- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

#### (検察官の上訴取下げ等)

- 第三十三条 檢察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第三十一条の規定を準用する。

少年事件の着手金及び報酬金	
家庭裁判所送致前及び送致後	三〇万円以上五〇万円以下
抗告、再抗告及び保護処分の取消	三〇万円以上五〇万円以下

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始 又は不処分	三〇万円以上
その他	三〇万円以上五〇万円以下

- (告訴、告発等)  
第三十四条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。
- (告訴、告発等)  
第三十五条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、一件につき一〇万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。
- 3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前二項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

#### (少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

- 第三十七条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第五条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても一件の事件とみなす。
- 2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するとときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第二節の規定による。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

#### 第十六条の規定を準用する。

##### 一 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全(本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる)	基本	二〇万円に第十七条第一項の着手金の規定により算定された額の一〇%を加算した額
即決和解(本案手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。)	示談交渉を要しない場合	三〇〇万円以下の部分 一〇万円 三〇〇万円を超える部分 一%
公示催告	示談交渉を要する場合	三億円以下の部分 ○・五% 三億円を超える部分 ○・三%
		示談交渉事件として、第十八条又は第二十二条ないし二十四条の各規定により算定された額

## 第四章 手数料

### (手数料)

- 第三十八条 手数料は、この会規に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第十四条ないし

## 第三節 少年事件

### (少年事件の着手金及び報酬金)

第三十六条 少年事件(少年を被疑者とする検査中の事件を含む。以下同じ。)の着手金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	三〇万円以上五〇万円以下
抗告、再抗告及び保護処分の取消	三〇万円以上五〇万円以下

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始 又は不処分	三〇万円以上
その他	三〇万円以上五〇万円以下

3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前二項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

公正証書にする場合	公正証書にする場合	公正証書にする場合	右の手数料に三万円を加算する。	内容証明郵便	合
				作成	
非定型	非定型	非定型	一〇万円以上二〇万円以下	特に複雑又は特殊な事情がある場合	基 本
				弁護士と依頼者との協議により定める額	三万円以上五万円以下
遺言書作成	遺言書作成	遺言書作成	二〇万円	特に複雑又は特殊な事情がある場合	基 本
				弁護士と依頼者との協議により定める額	一〇万円以上二〇万円以下
合	合	合	三〇〇万円以下の部分 三〇万円	内容証明郵便	合
				作成	
公正証書にする場合	公正証書にする場合	公正証書にする場合	右の手数料に三万円を加算する。	内容証明郵便	合
特別な事情がある場合	特別な事情がある場合	特別な事情がある場合	一〇万円以上二〇万円以下	作成	
弁護士と依頼者との協議により定める額	弁護士と依頼者との協議により定める額	弁護士と依頼者との協議により定める額	一〇万円以上二〇万円以下	内容証明郵便	合
右の手数料に三万円を加算する。	右の手数料に三万円を加算する。	右の手数料に三万円を加算する。	右の手数料に三万円を加算する。	内容証明郵便	合

倒産整理事件の債権届出	簡易な家事審判(家事審判法第九条第一項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。)	基 本	五万円以上一〇万円以下
			特に複雑な事情がある場合
裁判外の手数料	一〇万円以上一〇万円以下	弁護士と依頼者との協議により定める額	五万円以上一〇万円以下
			特別な事情がある場合
項目	法律関係調査(事実関係調査を含む。)	基 本	五万円以上二〇万円以下
	契約書類及びこれに準ずる書類の作成	分 類	五万円以上二〇万円以下
定型	な事情がある場合	定型	な事情がある場合
	益の額が一〇〇〇万円未満のもの	経済的利益の額が一〇〇〇万円未満のもの	益の額が一〇〇〇万円未満のもの
非定型	により定める額	手 数 料	手 数 料
	一〇万円	一〇万円	一〇万円

会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	特別な事情がある場合	特別な事情がある場合	遺言執行	基 本
				三〇〇万円以下の部分 三〇万円	
遺言執行に裁判手続きを要する場合	遺言執行に裁判手続きを要する場合	特別な事情がある場合	特別な事情がある場合	三〇〇万円を超える部分 三〇万円	三〇〇万円以下の部分 三〇万円
				三億円以下の部分 一%	三億円以下の部分 一%
報酬を請求することができる。	報酬を請求することができる。	弁護士と受遺者との協議により定める額	弁護士と受遺者との協議により定める額	三億円を超える部分 〇・五%	三億円を超える部分 一%
				資本額若しくは総資産額に応じて以下により算出された額。ただし、合併又は分割については二〇〇万円を、通常清算については二〇〇万円を、その他の手続については一〇万円を、それぞれ最低額とする。	資本額若しくは総資産額に応じて以下により算出された額。ただし、合併又は分割については二〇〇万円を、通常清算については二〇〇万円を、その他の手続については一〇万円を、

非定型	特別な事情がある場合	基 本	経済的利益の額が一億円以上のもの
		三〇〇万円以下の部分 一〇万円	三〇〇万円以下の部分 一〇万円
三億円を超える部分	三億円を超える部分	基 本	三億円以下の部分 一〇万円
		〇・三%	〇・三%
三億円を超える部分	三億円を超える部分	非定型	三億円以下の部分 一〇万円
		〇・五%	〇・五%

事務処理の内容	弁護士報酬
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行う場合	月額五、〇〇〇円から五万円の範囲内の額
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額三万円から一〇万円の範囲内の額

(任意後見及び財産管理・身上監護)

第三十八条の二 任意後見又は財産管理・身上監護の弁護士報酬は、次のとおりとする。

一 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他依頼者の財産管理又は身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合の手数料は、第三十八条第一号の法律関係調査に関する規定を準用する。

二 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理を開始したときは、月額で定める弁護士報酬を受けることができるものとし、その額は次表のとおりとする。ただし不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合は、委任事務処理のために裁判手続等をとした場合は、月額で定める弁護士報酬とは別に、この会規の定めにより算定された弁護士報酬を受けることができる。

（時間制）

第三十九条 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第二章ないし第四章及び第七章の規定によらないで、一時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受け取ることができる。

2 前項の単価は、一時間ごとに一万円以上とする。

3 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮する。

4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

## 第五章 時間制

（任意後見及び財産管理・身上監護）

第三十八条の二 任意後見又は財産管理・身上監護の弁護士報酬は、次のとおりとする。

一 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他依頼者の財産管理又は身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合の手数料は、第三十八条第一号の法律関係調査に関する規定を準用する。

二 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理を開始したときは、月額で定める弁護士報酬を受けることができるものとし、その額は次表のとおりとする。ただし不動

産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合は、委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別に、この会規の定めにより算定された弁護士報酬を受けることができる。

会社設立等以外の登記等	申請手続	一〇〇円以下の部分	
		一〇〇円を超える部分	一〇〇円以下の部分
交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、一通につき一、〇〇〇円とする。	○・三%	○・五%
		一〇〇円を超える部分	一〇〇円以下の部分

株主総会等指導する場合	基 本	三〇万円以上
		五〇万円以上
現物出資等証明（商法第百七十三条第二項等及び有限会社法第十二条の二第三項等に基づく証明）	一件三〇万円。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。	一件三〇万円。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。
	三万円 給付金額が一五〇万円を超える場合 給付金額の一%	三万円 給付金額が一五〇万円以下の場合 給付金額の一%

（顧問料）

## 第六章 顧問料

第四十条 顧問料は、次表のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができる。

2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。

3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。

事業者 非事業者	月額五万円以上 年額六万円（月額五、〇〇〇円）以上
-------------	------------------------------

3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。  
を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。

3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。

## 第七章 日 当

### （日 当）

第四十一条 日当は、次表のとおりとする。

半日（往復二時間を超える場合）	三万円以上五万円以下
一日（往復四時間を超える場合）	五万円以上一〇万円以下

2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額

## 第八章 実 費 等

### （実費等の負担）

第四十二条 弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

## 第九章 委任契約の清算

### （委任契約の中途終了）

第四十四条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる。

任事務の継続不能により、中途で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。

2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる。

3 第一項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

### 附 則

1 この改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成八年四月一日から施行する。

2 この会規施行の際、現に処理中の事件の弁護士報酬については、なお、従前の例による。

### 附 則

第一条（改正）、第二十七条第一項（改正）、同条第三項（追加）、第二十七条の二（追加）及び第三十八条の二（追加）の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（平成三年六月十五日）から施行する。

## 弁護士報酬会規早見表

### 民事事件の着手金及び報酬金（17条）

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超える場合	5% + 9万円	10% + 18万円
3,000万円を超える場合	3% + 69万円	6% + 138万円
3億円を超える場合	2% + 369万円	4% + 738万円

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。着手金の最低額は10万円。）

### 契約締結交渉（19条）

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	2%	4%
300万円を超える場合	1% + 3万円	2% + 6万円
3,000万円を超える場合	0.5% + 18万円	1% + 36万円
3億円を超える場合	0.3% + 78万円	0.6% + 156万円

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。）

### 督促手続事件（20条）

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	2%	17条又は21条の額の半額
300万円を超える場合	1% + 3万円	
3,000万円を超える場合	0.5% + 18万円	
3億円を超える場合	0.3% + 78万円	

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。着手金の最低額は5万円。）

### 手形、小切手訴訟事件（21条）

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	4%	8%
300万円を超える場合	2.5% + 4万5000円	5% + 9万円
3,000万円を超える場合	1.5% + 34万5000円	3% + 69万円
3億円を超える場合	1% + 184万5000円	2% + 369万円

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。着手金の最低額は5万円。）

## 第17条による民事事件の着手金・報酬金早見表

経済的利 益の価格 (万円)	着手金標準額	報酬金標準額
10	125万円以下 は10万円	16,000
20		32,000
30		48,000
40		64,000
50		80,000
60		96,000
70		112,000
80		128,000
90		144,000
100		160,000
110		176,000
120		192,000
130	104,000	208,000
140	112,000	224,000
150	120,000	240,000
160	128,000	256,000
170	136,000	272,000
180	144,000	288,000
190	152,000	304,000
200	160,000	320,000
210	168,000	336,000
220	176,000	352,000
230	184,000	368,000
240	192,000	384,000
250	200,000	400,000
260	208,000	416,000
270	216,000	432,000
280	224,000	448,000
290	232,000	464,000
300	240,000	480,000
310	245,000	490,000
320	250,000	500,000
330	255,000	510,000
340	260,000	520,000
350	265,000	530,000

経済的利 益の価格 (万円)	着手金標準額	報酬金標準額
360	270,000	540,000
370	275,000	550,000
380	280,000	560,000
390	285,000	570,000
400	290,000	580,000
410	295,000	590,000
420	300,000	600,000
430	305,000	610,000
440	310,000	620,000
450	315,000	630,000
460	320,000	640,000
470	325,000	650,000
480	330,000	660,000
490	335,000	670,000
500	340,000	680,000
510	345,000	690,000
520	350,000	700,000
530	355,000	710,000
540	360,000	720,000
550	365,000	730,000
560	370,000	740,000
570	375,000	750,000
580	380,000	760,000
590	385,000	770,000
600	390,000	780,000
610	395,000	790,000
620	400,000	800,000
630	405,000	810,000
640	410,000	820,000
650	415,000	830,000
660	420,000	840,000
670	425,000	850,000
680	430,000	860,000
690	435,000	870,000
700	440,000	880,000

## 任意整理事件（28条）

(1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

500万円以下の場合	15%
500万円を超える場合	10% + 25万円
1,000万円を超える場合	8% + 45万円
5,000万円を超える場合	6% + 145万円
1億円を超える場合	5% + 245万円

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

5,000万円以下の場合	3%
5,000万円を超える場合	2% + 50万円
1億円を超える場合	1% + 150万円

## 手数料（38条）

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料	
即決和解	示談交渉を要しない場合	300万円以下の場合	10万円
		300万円を超える場合	1% + 7万円
		3,000万円を超える場合	0.5% + 22万円
		3億円を超える場合	0.3% + 82万円

(2) 裁判外の手数料

項目	分類	手数料	
契約書類 及びこれに 準じる書類 作成	非定型	300万円以下の場合	10万円
		300万円を超える場合	1% + 7万円
		3,000万円を超える場合	0.3% + 28万円
		3億円を超える場合	0.1% + 88万円
遺言書作成	非定型	300万円以下の場合	20万円
		300万円を超える場合	1% + 17万円
		3,000万円を超える場合	0.3% + 38万円
		3億円を超える場合	0.1% + 98万円
遺言執行	基本	300万円以下の場合	30万円
		300万円を超える場合	2% + 24万円
		3,000万円を超える場合	1% + 54万円
		3億円を超える場合	0.5% + 204万円
会社設立等	通常 清算	1,000万円以下の場合	4%
		1,000万円を超える場合	3% + 10万円
		2,000万円を超える場合	2% + 30万円
		1億円を超える場合	1% + 130万円
		2億円を超える場合	0.5% + 230万円
		20億円を超える場合	0.3% + 630万円

経済的利 益の価格 (万円)	着手金標準額	報酬金標準額
3150	1,635,000	3,270,000
3200	1,650,000	3,300,000
3250	1,665,000	3,330,000
3300	1,680,000	3,360,000
3350	1,695,000	3,390,000
3400	1,710,000	3,420,000
3450	1,725,000	3,450,000
3500	1,740,000	3,480,000
3550	1,755,000	3,510,000
3600	1,770,000	3,540,000
3650	1,785,000	3,570,000
3700	1,800,000	3,600,000
3750	1,815,000	3,630,000
3800	1,830,000	3,660,000
3850	1,845,000	3,690,000
3900	1,860,000	3,720,000
3950	1,875,000	3,750,000
4000	1,890,000	3,780,000
4050	1,905,000	3,810,000
4100	1,920,000	3,840,000
4150	1,935,000	3,870,000
4200	1,950,000	3,900,000
4250	1,965,000	3,930,000
4300	1,980,000	3,960,000
4350	1,995,000	3,990,000
4400	2,010,000	4,020,000
4450	2,025,000	4,050,000
4500	2,040,000	4,080,000
4550	2,055,000	4,110,000
4600	2,070,000	4,140,000
4650	2,085,000	4,170,000
4700	2,100,000	4,200,000
4750	2,115,000	4,230,000
4800	2,130,000	4,260,000
4850	2,145,000	4,290,000
4900	2,160,000	4,320,000

経済的利 益の価格 (万円)	着手金標準額	報酬金標準額
4950	2,175,000	4,350,000
5000	2,190,000	4,380,000
5100	2,220,000	4,440,000
5200	2,250,000	4,500,000
5300	2,280,000	4,560,000
5400	2,310,000	4,620,000
5500	2,340,000	4,680,000
5600	2,370,000	4,740,000
5700	2,400,000	4,800,000
5800	2,430,000	4,860,000
5900	2,460,000	4,920,000
6000	2,490,000	4,980,000
6100	2,520,000	5,040,000
6200	2,550,000	5,100,000
6300	2,580,000	5,160,000
6400	2,610,000	5,220,000
6500	2,640,000	5,280,000
6600	2,670,000	5,340,000
6700	2,700,000	5,400,000
6800	2,730,000	5,460,000
6900	2,760,000	5,520,000
7000	2,790,000	5,580,000
7100	2,820,000	5,640,000
7200	2,850,000	5,700,000
7300	2,880,000	5,760,000
7400	2,910,000	5,820,000
7500	2,940,000	5,880,000
7600	2,970,000	5,940,000
7700	3,000,000	6,000,000
7800	3,030,000	6,060,000
7900	3,060,000	6,120,000
8000	3,090,000	6,180,000
8100	3,120,000	6,240,000
8200	3,150,000	6,300,000
8300	3,180,000	6,360,000
8400	3,210,000	6,420,000

経済的利 益の価格 (万円)	着手金標準額	報酬金標準額
710	445,000	890,000
720	450,000	900,000
730	455,000	910,000
740	460,000	920,000
750	465,000	930,000
760	470,000	940,000
770	475,000	950,000
780	480,000	960,000
790	485,000	970,000
800	490,000	980,000
810	495,000	990,000
820	500,000	1,000,000
830	505,000	1,010,000
840	510,000	1,020,000
850	515,000	1,030,000
860	520,000	1,040,000
870	525,000	1,050,000
880	530,000	1,060,000
890	535,000	1,070,000
900	540,000	1,080,000
910	545,000	1,090,000
920	550,000	1,100,000
930	555,000	1,110,000
940	560,000	1,120,000
950	565,000	1,130,000
960	570,000	1,140,000
970	575,000	1,150,000
980	580,000	1,160,000
990	585,000	1,170,000
1000	590,000	1,180,000
1050	615,000	1,230,000
1100	640,000	1,280,000
1150	665,000	1,330,000
1200	690,000	1,380,000
1250	715,000	1,430,000
1300	740,000	1,480,000

経済的利 益の価格 (万円)	着手金標準額	報酬金標準額
1350	765,000	1,530,000
1400	790,000	1,580,000
1450	815,000	1,630,000
1500	840,000	1,680,000
1550	865,000	1,730,000
1600	890,000	1,780,000
1650	915,000	1,830,000
1700	940,000	1,880,000
1750	965,000	1,930,000
1800	990,000	1,980,000
1850	1,015,000	2,030,000
1900	1,040,000	2,080,000
1950	1,065,000	2,130,000
2000	1,090,000	2,180,000
2050	1,115,000	2,230,000
2100	1,140,000	2,280,000
2150	1,165,000	2,330,000
2200	1,190,000	2,380,000
2250	1,215,000	2,430,000
2300	1,240,000	2,480,000
2350	1,265,000	2,530,000
2400	1,290,000	2,580,000
2450	1,315,000	2,630,000
2500	1,340,000	2,680,000
2550	1,365,000	2,730,000
2600	1,390,000	2,780,000
2650	1,415,000	2,830,000
2700	1,440,000	2,880,000
2750	1,465,000	2,930,000
2800	1,490,000	2,980,000
2850	1,515,000	3,030,000
2900	1,540,000	3,080,000
2950	1,565,000	3,130,000
3000	1,590,000	3,180,000
3050	1,605,000	3,210,000
3100	1,620,000	3,240,000

## 第38条2号による遺言執行の手数料早見表

経済的利益の 価格(万円)	手数料標準額	経済的利益の 価格(万円)	手数料標準額
300万円以下	300,000	670	374,000
310	302,000	680	376,000
320	304,000	690	378,000
330	306,000	700	380,000
340	308,000	710	382,000
350	310,000	720	384,000
360	312,000	730	386,000
270	314,000	740	388,000
380	316,000	750	390,000
390	318,000	760	392,000
400	320,000	770	394,000
410	322,000	780	396,000
420	324,000	790	398,000
430	326,000	800	400,000
440	328,000	810	402,000
450	330,000	820	404,000
460	332,000	830	406,000
470	334,000	840	408,000
480	336,000	850	410,000
490	338,000	860	412,000
500	340,000	870	414,000
510	342,000	880	416,000
520	344,000	890	418,000
530	346,000	900	420,000
540	348,000	910	422,000
550	350,000	920	424,000
560	352,000	930	426,000
570	354,000	940	428,000
580	356,000	950	430,000
590	358,000	960	432,000
600	360,000	970	434,000
610	362,000	980	436,000
620	364,000	990	438,000
630	366,000	1,000	440,000
640	368,000	1,010	442,000
650	370,000	1,050	450,000
660	372,000	1,100	460,000

経済的利益の 価格(万円)	着手金標準額	報酬金標準額	経済的利益の 価格(万円)	着手金標準額	報酬金標準額
8500	3,240,000	6,480,000	20500	6,840,000	13,680,000
8600	3,270,000	6,540,000	21000	6,900,000	13,980,000
8700	3,300,000	6,600,000	21500	7,140,000	14,280,000
8800	3,330,000	6,660,000	22000	7,290,000	14,580,000
8900	3,360,000	6,720,000	22500	7,440,000	14,880,000
9000	3,390,000	6,780,000	23000	7,590,000	15,180,000
9100	3,420,000	6,840,000	23500	7,740,000	15,480,000
9200	3,450,000	6,900,000	24000	7,890,000	15,780,000
9300	3,480,000	6,960,000	24500	8,040,000	16,080,000
9400	3,510,000	7,020,000	25000	8,190,000	16,380,000
9500	3,540,000	7,080,000	25500	8,340,000	16,680,000
9600	3,570,000	7,140,000	26000	8,490,000	16,980,000
9700	3,600,000	7,200,000	26500	8,640,000	17,280,000
9800	3,630,000	7,260,000	27000	8,790,000	17,580,000
9900	3,660,000	7,320,000	27500	8,940,000	17,880,000
10000	3,690,000	7,380,000	28000	9,090,000	18,180,000
10500	3,840,000	7,680,000	28500	9,240,000	18,480,000
11000	3,990,000	7,980,000	29000	9,390,000	18,780,000
11500	4,140,000	8,280,000	29500	9,540,000	19,080,000
12000	4,290,000	8,580,000	30000	9,690,000	19,380,000
12500	4,440,000	8,880,000	35000	10,690,000	21,380,000
13000	4,590,000	9,180,000	40000	11,690,000	23,380,000
13500	4,740,000	9,480,000	45000	12,690,000	25,380,000
14000	4,890,000	9,780,000	50000	13,690,000	27,380,000
14500	5,040,000	10,080,000	55000	14,690,000	29,380,000
15000	5,190,000	10,380,000	60000	15,690,000	31,380,000
15500	5,340,000	10,680,000	65000	16,690,000	33,380,000
16000	5,490,000	10,980,000	70000	17,690,000	35,380,000
16500	5,640,000	11,280,000	75000	18,690,000	37,380,000
17000	5,790,000	11,580,000	80000	19,690,000	39,380,000
17500	5,940,000	11,880,000	85000	20,690,000	41,380,000
18000	6,090,000	12,180,000	90000	21,690,000	43,380,000
18500	6,240,000	12,480,000	95000	22,690,000	45,380,000
19000	6,390,000	12,780,000	100000	23,690,000	47,380,000
19500	6,540,000	13,080,000			
20000	6,690,000	13,380,000			

経済的利益の 価格（万円）	手数料標準額	経済的利益の 価格（万円）	手数料標準額
4,950	1,035,000	8,700	1,410,000
5,000	1,040,000	8,800	1,420,000
5,100	1,050,000	8,900	1,430,000
5,200	1,060,000	9,000	1,440,000
5,300	1,070,000	9,100	1,450,000
5,400	1,080,000	9,200	1,460,000
5,500	1,090,000	9,300	1,470,000
5,600	1,100,000	9,400	1,480,000
5,700	1,110,000	9,500	1,490,000
5,800	1,120,000	9,600	1,500,000
5,900	1,130,000	9,700	1,510,000
6,000	1,140,000	9,800	1,520,000
6,100	1,150,000	9,900	1,530,000
6,200	1,160,000	10,000	1,540,000
6,300	1,170,000	10,500	1,590,000
6,400	1,180,000	11,000	1,640,000
6,500	1,190,000	11,500	1,690,000
6,600	1,200,000	12,000	1,740,000
6,700	1,210,000	12,500	1,790,000
6,800	1,220,000	13,000	1,840,000
6,900	1,230,000	13,500	1,890,000
7,000	1,240,000	14,000	1,940,000
7,100	1,250,000	14,500	1,990,000
7,200	1,260,000	15,000	2,040,000
7,300	1,270,000	15,500	2,090,000
7,400	1,280,000	16,000	2,140,000
7,500	1,290,000	16,500	2,190,000
7,600	1,300,000	17,000	2,240,000
7,700	1,310,000	17,500	2,290,000
7,800	1,320,000	18,000	2,340,000
7,900	1,330,000	18,500	2,390,000
8,000	1,340,000	19,000	2,440,000
8,100	1,350,000	19,500	2,490,000
8,200	1,360,000	20,000	2,540,000
8,300	1,370,000	20,500	2,590,000
8,400	1,380,000	21,000	2,640,000
8,500	1,390,000	21,500	2,690,000
8,600	1,400,000	22,000	2,740,000

経済的利益の 価格（万円）	手数料標準額	経済的利益の 価格（万円）	手数料標準額
1,150	470,000	3,050	845,000
1,200	480,000	3,100	850,000
1,250	490,000	3,150	855,000
1,300	500,000	3,200	860,000
1,350	510,000	3,250	865,000
1,400	520,000	3,300	870,000
1,450	530,000	3,350	875,000
1,500	540,000	3,400	880,000
1,550	550,000	3,450	885,000
1,600	560,000	3,500	890,000
1,650	570,000	3,550	895,000
1,700	580,000	3,600	900,000
1,750	590,000	3,650	905,000
1,800	600,000	3,700	910,000
1,850	610,000	3,750	915,000
1,900	620,000	3,800	920,000
1,950	630,000	3,850	925,000
2,000	640,000	3,900	930,000
2,050	650,000	3,950	935,000
2,100	660,000	4,000	940,000
2,150	670,000	4,050	945,000
2,200	680,000	4,100	950,000
2,250	690,000	4,150	955,000
2,300	700,000	4,200	960,000
2,350	710,000	4,250	965,000
2,400	720,000	4,300	970,000
2,450	730,000	4,350	975,000
2,500	740,000	4,400	980,000
2,550	750,000	4,450	985,000
2,600	760,000	4,500	990,000
2,650	770,000	4,550	995,000
2,700	780,000	4,600	1,000,000
2,750	790,000	4,650	1,005,000
2,800	800,000	4,700	1,010,000
2,850	810,000	4,750	1,015,000
2,900	820,000	4,800	1,020,000
2,950	830,000	4,850	1,025,000
3,000	840,000	4,900	1,030,000

経済的利益の 価格（万円）	手数料標準額	経済的利益の 価格（万円）	手数料標準額
22,500	2,790,000	104,500	7,265,000
23,000	2,840,000	105,000	7,290,000
23,500	2,890,000	105,500	7,315,000
24,000	2,940,000	106,000	7,340,000
24,500	2,990,000	106,500	7,365,000
25,000	3,040,000	107,000	7,390,000
25,500	3,090,000	107,500	7,415,000
26,000	3,140,000	108,000	7,440,000
26,500	3,190,000	108,500	7,465,000
27,000	3,240,000	109,000	7,490,000
27,500	3,290,000	109,500	7,515,000
28,000	3,340,000	110,000	7,540,000
28,500	3,390,000	110,500	7,565,000
29,000	3,440,000	111,000	7,590,000
29,500	3,490,000	111,500	7,615,000
30,000	3,540,000	112,000	7,640,000
35,000	3,790,000	112,500	7,665,000
40,000	4,040,000	113,000	7,690,000
45,000	4,290,000	113,500	7,715,000
50,000	4,540,000	114,000	7,740,000
55,000	4,790,000	114,500	7,765,000
60,000	5,040,000	115,000	7,790,000
65,000	5,290,000	115,500	7,815,000
70,000	5,540,000	116,000	7,840,000
75,000	5,790,000	116,500	7,865,000
80,000	6,040,000	117,000	7,890,000
85,000	6,290,000	117,500	7,915,000
90,000	6,540,000	118,000	7,940,000
95,000	6,790,000	118,500	7,965,000
100,000	7,040,000	119,000	7,990,000
100,500	7,065,000	119,500	8,015,000
101,000	7,090,000	120,000	8,040,000
101,500	7,115,000	125,000	8,290,000
102,000	7,140,000	130,000	8,540,000
102,500	7,165,000	135,000	8,790,000
103,000	7,190,000	140,000	9,040,000
103,500	7,215,000	145,000	9,290,000
104,000	7,240,000	150,000	9,540,000